

第5章 契約

(契約の方法)

第34条 機構における契約は、公示して申込みをさせることにより、一般競争に付するものとする。ただし、次の各号の一に該当するときは、随意契約の方法によることができる。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき
- (2) 緊急の必要により競争に付することができないとき
- (3) 競争に付することが不利と認められるとき
- (4) 契約に係る予定価格が少額であるとき
- (5) 機構の行為を秘密にする必要があるとき

2 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他競争について必要な事項は別に定めるものとする。

(複数事業年度にまたがる契約)

第34条の2 機構は、次に掲げるものについて、法令改正その他やむを得ない事情による契約変更があり得ることを条件として、複数事業年度にまたがる契約を締結することができる。

- (1) 事務所、倉庫及び駐車場の賃貸借契約
- (2) 電子計算機システムの賃貸借契約
- (3) 有形固定資産に該当する事務機器等（電子計算機システムのハードウェアを除く。）の賃貸借契約
- (4) 電子計算機システム及び事務機器等の保守契約
- (5) 電子計算機システムの開発に関する請負契約
- (6) 清掃・警備等の維持管理業務に関する請負契約
- (7) 前各号に掲げるもののほか、あらかじめ理事長が承認した契約

(予定価格)

第35条 契約を締結しようとするときは、あらかじめ当該契約に係る予定価格を定めなければならない。ただし、別に定める場合においては、これを省略することができる。

(契約書)

第36条 契約を締結しようとするときは、その履行に関し必要な要件を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、別に定める場合においては、これを省略することができる。

(入札保証金及び契約保証金)

第37条 競争入札をするときは、参加する者からその者の予定見積金額の100分の5以上の保証金を、契約を締結するときは契約の相手方から契約金額の100分の10以上の保証金をそれぞれ納めさせなければならない。ただし、別に定める場合においては、これらを免除することができる。

(契約の履行の確保)

第38条 理事長は、契約の適正な履行の確保及び完了の確保のため、職員に命じて必要な監督及び検査をさせなければならない。

2 理事長は、特に必要があるときは、別に定めるところにより、機構の職員以外の者に監督及び検査を委託して行わせることができる。